

企業年金ノート

目次
退職給付会計に係る税務上の
取扱いについて



退職給付会計に係る税務上の取扱いについて

1. はじめに

平成12年4月1日以降に開始される事業年度から退職給付会計基準が適用されることとなりました。

この退職給付会計基準に基づく会計処理では、退職給付費用を発生年度の費用として計上し、同時に退職給付引当金を計上します。また、退職金は支給時に退職給付引当金から取り崩し、さらに、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度（以下「適格退職年金等」という）の拠出金額は拠出時に退職給付引当金を取り崩すこととなります。

このように、退職給付会計基準は従来の会計実務とは異なった費用認識及び退職給付引当金の取崩しを定めていますが、これら一連の会計処理が税務上どのように取扱われるのかについては、明確な見解が出されないままでした。

今般、退職給付会計に係る税務上の取扱いについて、公認会計士協会が国税庁へ意見照会を行い、照会結果に対する回答が3月30日付で公表されました。

今月号では、この照会結果に基づき、退職給付会計に係る税務上の取扱いについて説明します。（なお、個別事例については、各企業の会計士、税理士等にご相談のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。）

2. 税務上の取扱い

会計上は退職給付会計基準が適用されますが、税法及び関連省令等は改正が予定されていないため、税務上は現行の規定がそのまま適用されることとなります。

それぞれのケースについて、具体的な税務上の取扱いは（1）～（4）の通りですが、この取扱いが認められるためには、退職一時金規程に係る退職給付引当金と適格退職年金等に係る退職給付引当金を区分した区分計算書（明細書）を法人税確定申告書に添付する必要があります。（区分計算書の記載例は4、5頁の【表1】をご参照）その場合に限り、その退職一時金規程に係る退職給付引当金の金額を帳簿上の「退職給与引当金」の金額として、税務上の引当金

の限度計算等を行うことが認められます。(注1)

なお、退職給付に関する実務指針(日本公認会計士協会 平成11年9月14日)で定める簡便法により退職給付債務を計算している場合の退職給付引当金の制度毎の区分は、事業主が予め定めた合理的な方法(ex. 適格退職年金制度への移行割合)によって行うこととされています。

(注1) 退職給付会計基準では、複数の退職給付制度を全て一体として、退職給付費用を費用処理し、退職給付引当金として負債(又は前払い年金費用として資産)計上する。ここでは、適格退職年金等への拠出も退職給付引当金を取り崩す処理とされているため、退職給付引当金を全て税務上の退職給与引当金とした場合には、当該取崩しは、税務上の「目的外取崩し」となってしまう。そこで、会計上の退職給付引当金を退職給付制度毎に明細書により明らかにした場合には、退職一時金に係る退職給付引当金を税務上の損金算入限度額計算の基となる帳簿上の退職給与引当金とすることが認められる。

(1) 退職一時金規程に基づく退職給与引当金の損金算入限度額

退職給付会計基準における退職一時金規程に基づく退職給付引当金は、法人税法上の退職給与引当金に該当すると考えます。

この場合、当期の退職者に係る退職一時金規程に基づく支給額は退職給付引当金から全額取り崩されていることを前提に、税務上の退職給与引当金繰入額は、退職給付会計基準における退職給付費用の各項目(注2)の合計額として計算します。

なお、退職給与引当金勘定へ無税で繰入れ可能な金額の上限は、あくまで「繰入限度額」(6頁の【表2】をご参照)であるため、これを超えて繰り入れられた税務上の退職給与引当金は、いわゆる有税引当てとなります。

(注2) 各項目には、(イ)勤務費用、(ロ)利息費用、(ハ)過去勤務債務の費用処理額、(ニ)数理計算上の差異の費用処理額、(ホ)会計基準変更時差異の費用処理額があります。

(2) 退職一時金規程に基づかない退職加算一時金の損金算入

退職給付会計基準に基づいて数理計算された退職給付債務に含まれていない臨時に支給される退職給付で、予め予測できないものについては支給確定時の損金として取り扱われます。

これは、退職給付会計基準においても、退職一時金規程の枠外で臨時に支給される加算金や割増金は、もともと退職給付費用を計算する上で考慮されておらず、支給時(支給額が確定した時点)の退職給付費用として処理されるため、同様に税務上も損金処理を認めるとしたものです。

(3) 適格退職年金等に基づく損金処理額

退職給付費用

適格退職年金等に係る退職給付費用(注3)は、退職一時金規程に係る税務上の退職給与引当金に係る退職給付費用と区分する方法を採用した場合には、すべて税務上の損金・益金とはなりません。

(注3) (イ)勤務費用、(ロ)利息費用、(ハ)過去勤務債務の費用処理額、(ニ)数理計算上の差異の費用処理額、(ホ)期待運用収益、(ヘ)会計基準変更時差異の費用処理額の各項目があります。

掛金

適格退職年金制度のもとでは、年金財政計算に基づいて、事業主又は退職給付信託から受託機関へ実際に支払われた掛金のうち事業主が負担すべき金額が、税務上拠出時の損金として認められます。

また、厚生年金基金制度のもとでは、掛金のうち事業主が負担すべき金額は、当該掛金等の計算の対象となった月の末日に税務上の損金算入が認められます。

(4) 退職給付信託の税務上の取扱い

退職給付信託は、受益者が特定されていないことから、委託者である事業主が引き続き当該資産を所有するものとみなし、法人税法上は譲渡がないものとして取扱われます。そのため、退職給付会計に関する実務指針における会計処理と税法上の損金・益金との間に、以下のような差異が発生することとなります。

退職給付信託設定損益

退職給付信託に拠出した資産は税務上、委託者である事業主が自ら保有しているものとみなすため、退職給付信託設定損益については、会計上は費用・収益を認識しますが、税務上の損金・益金処理することはできません。

退職給付信託からの給付

事業主又は退職給付信託から、退職一時金規

程に従って退職者へ給付が行われたときには、当該支給額は会計上の費用にはなりません。しかし、税務上は退職給与引当金が減額され、益金処理されるとともに、支給額は損金として処理されます。

退職給付信託の売却損益

退職給付信託における年金資産が、外部に売却された場合の売却損益や債券の償還損益は、税務上は売却時又は償還時の損金・益金となりますが、会計上の損益は発生しません。

退職給付信託からの配当金

退職給付信託の年金資産から稼得された配当金（益金不算入限度超過額）や利息収入等の実際運用収益は、会計上は利益となりませんが、税務上は事業主の益金となります。

【ご参考】企業会計上の利益と法人税法上の所得との関係(イメージ)

企業会計上の税引前当期利益 100
うち 退職給付費用(退職一時金に係るもの) 40
うち 退職給付費用(適格退職年金に係るもの) 60
なお
適格退職年金制度への拠出金額 10、
税法上の退職給与引当金の繰入限度額は20、
法人税率を30%と仮定する。

今までの説明に基づくと、法人税法上の所得は次のように計算されます。

企業会計上の利益	100	
加算		
損金不算入	+20	退職給与引当金繰入限度超過額(=40-20)
"	+60	適格退職年金に係る退職給付費用
減算		
損金算入	10	適格退職年金制度への拠出金額
法人税法上の所得	170	

この所得に税率(30%)を乗じて税額を算出すると51(=170×30%)となる。
結果、損益計算書の末尾には、次のように表示されることとなる。

税引前当期利益	100	企業会計上の「収益-費用」
法人税及び住民税	51	法人税法上の所得×税率
当期利益	49	(=法人税法上の「益金-損金」×税率)

(注)税効果会計は適用しないものとします。

退職給付会計に係る税務上の取扱いについて

【表1】区分計算書（明細書）の記載例
（退職給付会計に係る税務上の取扱いについて(意見照会)より引用）

明細書の記載例は、各年度における金額の関連を示すために2年併記しているが、提出すべき明細書は確定申告年度に係るもので足りる。

設例1：退職一時金及び適格退職年金制度を有し、退職給付信託を設定していない場合の明細書記載例

退職給付引当金の内訳は、以下のとおりである。

なお、退職金の支給及び掛金の拠出に当たっては、その全額について退職給付引当金を減額している。

1 退職一時金制度に係る退職給付引当金

	退職給付会計による退職一時金制度に係る退職給付引当金	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	1,000,000	1,275,000
(2)退職給付費用合計	420,000	210,000
内		
勤務費用	350,000	120,000
利息費用	20,000	30,000
過去勤務債務の費用処理	0	0
数理計算上の差異の費用処理	0	10,000
会計基準変更時差異の費用処理	50,000	50,000
(3)退職金支給額	145,000	460,000
(4)期末残高((1)+(2)-(3))	1,275,000	1,025,000
(5)上記(4)のうち無税引当分	1,075,000	785,000

(注)退職金支給額のうち前期末要支給額は、X1年度145,000、X2年度400,000である。

2 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

	退職給付会計による適格退職年金制度に係る退職給付引当金	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	0	392,000
(2)退職給付費用合計	2,392,000	1,845,000
内		
勤務費用	2,200,000	1,600,000
利息費用	120,000	130,000
過去勤務債務の費用処理	0	0
数理計算上の差異の費用処理	0	40,000
会計基準変更時差異の費用処理	100,000	100,000
期待運用収益	28,000	25,000
(3)掛金拠出額	2,000,000	1,500,000
(4)期末残高((1)+(2)-(3))	392,000	737,000

設例2：退職一時金制度及び適格退職年金制度を有し、退職給付信託を設定している場合の明細書記載例

退職給付引当金及び年金資産の内訳は、以下のとおりである。

なお、退職金の支給及び掛金の拠出に当たっては、その全額について退職給付引当金を減額している。

1-1 退職一時金制度に係る退職給付引当金

	退職給付会計による退職一時金制度に係る退職給付引当金	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	内 0 1,000,000	内 143,000 1,275,000
(2)退職給付費用合計	420,000	210,000
内		
勤務費用	100,000	120,000
利息費用	20,000	30,000
過去勤務債務の費用処理	0	0
数理計算上の差異の費用処理	0	10,000
会計基準変更時差異の費用処理	300,000	50,000
(3)退職金支給額	内 145,000 145,000	内 260,000 460,000
(4)期末残高 ((1)+(2)-(3))	内 143,000 1,275,000	内 450,000 1,025,000
(5)上記(4)のうち無税引当分	1,075,000	785,000

(注)1.「前期末残高」、「退職金支給額」及び「期末残高」の内書は、退職給付信託に資産を拠出したことにより、相殺されている退職給付引当金に係る金額である。

2. X2年度における退職金支給額のうち、260,000は退職給付信託における年金資産から、残額の200,000は事業主が直接支払った。

3. X2年度における数理計算上の差異の費用処理額は、退職給付信託の年金資産に係るものを除いている。

4. 退職金支給額のうち前期末要支給額はX1年度は145,000、X2年度は400,000である。

1-2 退職一時金制度に係る退職給付信託の年金資産

	退職給付会計による退職一時金制度に係る退職給付信託の年金資産	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	0	143,000
(2)信託設定額合計	250,000	500,000
内 信託設定簿価	200,000	400,000
内 信託設定損益	50,000	100,000
(3)期待運用収益	38,000	70,000
内 実際運用収益	18,000	56,000
内 運用収益差異	20,000	14,000
(4)数理計算上の差異の費用処理	0	3,000
(5)退職金支給額	145,000	260,000
(6)期末残高 ((1)+(2)+(3)+(4)-(5)) 退職給付信託への資産拠出により退職給付引当金が相殺されているもの	143,000	450,000
(7)実際運用収益に含まれる受取配当金 (内80%益金不算入)	14,000	38,000

(注)実際運用収益には、年金資産の売買損益、配当金、及び利息収入から信託報酬を除いた額が含まれている。

2-1 適格退職年金制度に係る退職給付引当金

	退職給付会計による適格退職年金制度に係る退職給付引当金	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	内 0	内 380,000
	0	392,000
(2)退職給付費用合計	2,392,000	1,845,000
内 勤務費用	1,500,000	1,600,000
内 利息費用	120,000	130,000
内 過去勤務債務の費用処理	0	0
内 数理計算上の差異の費用処理	0	40,000
内 会計基準変更時差異の費用処理	800,000	100,000
内 期待運用収益	28,000	25,000
(3)掛金拠出額合計	2,000,000	1,500,000
内 退職給付信託からの拠出	400,000	100,000
内 事業主からの拠出	1,600,000	1,400,000
(4)期末残高 ((1)+(2)-(3))	内 380,000	内 350,000
	392,000	737,000

(注)1.「前期末残高」及び「期末残高」の内書並びに(3)の「退職給付信託からの拠出」は、退職給付信託に資産を拠出したことにより相殺されている退職給付引当金に係る金額である。

2. X2年度における数理計算上の差異の費用処理額は、退職給付信託の年金資産に係るものを除いている。

2-2 適格退職年金制度に係る退職給付信託の年金資産

	退職給付会計による適格退職年金制度に係る退職給付信託の年金資産	
	X1年度(適用初年度)	X2年度
(1)前期末残高	0	380,000
(2)信託設定額合計	700,000	0
内 信託設定簿価	500,000	0
内 信託設定損益	200,000	0
(3)期待運用収益	80,000	72,000
内 実際運用収益	60,000	50,000
内 運用収益差異	20,000	22,000
(4)数理計算上の差異の費用処理	0	2,000
(5)掛金額	400,000	100,000
(6)期末残高 ((1)+(2)+(3)+(4)-(5)) 退職給付信託への資産拠出により退職給付引当金が相殺されているもの	380,000	350,000
(7)実際運用収益に含まれる受取配当金 (内80%益金不算入)	40,000	25,000

(注)実際運用収益には、年金資産の売買損益、配当金、及び利息収入から信託報酬を除いた額が含まれている。

【表2】退職給与引当金の繰入限度額

税法上の繰入限度額は、退職給与規程が何に基づいて定められるかにより、算出方法が異なります。

労働協約による退職給与規程の場合
 …(イ)と(ハ)のいずれか少ない金額

労働協約以外による場合
 就業規則等による場合で、従業員への周知に関する書面を税務署長へ届出た場合
 …(イ)と(ハ)のいずれか少ない金額

その他
 …(イ)(ロ)(ハ)のいずれか少ない金額

(イ)当期発生額基準
 (期末要支給額) - (前期末要支給額)

期末要支給額…当期末に在職する従業員の全員が、同日付で自己都合により退職すると仮定した場合に計算される退職金合計額のこと。

前期末要支給額…当期末に在職する従業員のうち、前期末から引き続き在職する者の全員が、前期末において自己都合により退職すると仮定した場合に計算される退職金合計額のこと。

(ロ)給与総額基準
 (期末在職従業員に対し当期中に支給した給与の総額) × 6%

(ハ)累積限度額基準
 (期末要支給額) × (一定割合) - (前期末から繰越された退職給与引当金の期末現在額)

(一定割合) は、事業年度開始ベースで段階的に引下げられます。

事業年度の開始日	一定割合
～平成10年3月31日	期末要支給額の 40%
平成10年4月1日～平成11年3月31日	” 37%
平成11年4月1日～平成12年3月31日	” 33%
平成12年4月1日～平成13年3月31日	” 30%
平成13年4月1日～平成14年3月31日	” 27%
平成14年4月1日～平成15年3月31日	” 23%
平成15年4月1日～	” 20%

企業年金ノート No.385
 平成12年5月 大和銀行発行

年金・法人信託企画部
 〒541-0051 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1810
 年金・法人信託企画部(東京)
 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL. 03(5202)6415
 大和銀行はインターネットにホームページを開設しております。
 【<http://www.daiwabank.co.jp/>】

大和銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「ダイワ企業年金ネットワーク」を開設しております。
 ご利用をご希望の場合は、年金・法人信託企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)